

藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱

制 定 平成16年 7月 1日
改 正 平成19年 7月 12日
改 正 平成21年 4月 1日
改 正 平成23年 1月 1日
改 正 平成23年 4月 1日
改 正 平成24年 4月 1日
改 正 令和 2年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号。以下「規則」という。）第15条第1項の規定により競争入札参加資格者の登録を受けた者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表に掲げる措置対象事項（以下「別表事項」という。）のいずれかに該当するときは、当該別表の定める期間（以下「別表期間」という。）により、当該有資格者について指名停止を行うものとする。ただし、既に指名停止を受けた有資格者について、同一事案に起因する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行った場合において、当該有資格者が現に指名されているときは当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、下請負人に当該指名停止に責を負うべき有資格者があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状により期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行う場合において、当該共同企業体の有資格者である構成員（当該指名停止の原因となった措置事由について、明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状により期間を定め、指名停止を行う

ものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状により期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表事項の二以上に該当したときは、該当する別表期間の中で、最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 指名停止を受けた有資格者について、当該指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により指名停止をする場合の期間については、別表期間の2倍の期間とする。

- 3 市長は、有資格者について、措置事由が極めて悪質であるため又は措置事由により極めて重大な結果を生じさせるものと認めたときは、指名停止の期間を2倍まで延長できるものとする。

- 4 市長は、有資格者について、措置事由に情状酌量すべき特別の事由があると認めたときは、指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

- 5 市長は、指名停止期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前2項の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、指名停止期間中の有資格者が次の各号の1つに該当することとなった場合は指名停止を解除するものとする。

- (1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められたとき。
(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続きの申立てをしたことにより指名停止となった有資格者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、指名停止解除の申し出があったとき。ただし、「工事」に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。

(指名停止の通知及び公表)

第5条 市長は第2条第1項、第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除し若しくは第2条第2項の規定により指名を取り消すときは、当該有資格者に対し、遅滞なく通知するとともに公表するものとする。

2 市長は前項の規定において当該指名停止の事由がこの市の発注したものに関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止期間中の有資格者又は当該有資格者を含む共同企業体を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があると認められたときはこの限りでない。

(下請負契約の禁止)

第7条 市長は、原則として指名停止期間中の有資格者が、この市の契約に係る請負業務等の全部若しくは一部を下請負することを承認しないものとする。

(指名停止の決定)

第8条 指名停止は、藤沢市工事業者等選考委員会規程（平成9年藤沢市訓令甲第6号）に定める藤沢市工事業者等選考委員会の審議結果に基づき市長が決定するものとする。

2 指名停止の期間の始期は、市長の決裁のあった日の翌日とする。ただし、予算執行上、重大な支障を及ぼすと認められる場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(藤沢市指名停止等の措置要領)

2 藤沢市指名停止等の措置要領は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

措置対象事項		期間	
		本市発注工事等	本市外発注工事等
虚偽記載	本市の入札及び契約において提出された資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6月	△
粗雑工事	工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	6月	3月
公衆損害事故	工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡事故を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	6月 3月	(死亡事故のみ) 3月
工事関係事故	工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡事故を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	6月 3月	(死亡事故のみ) 3月
契約違反等	(1) 本市の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 落札者が正当な理由もなく契約を締結しない場合。	6月 6月	△
工事成績不良	本市工事の施工に当たり、工事成績が不良で契約の相手方として不適当であると認められるとき。（既に同一原因により指名停止を受けている場合を除く。） (1) 65点未満から60点 (2) 60点未満から55点 (3) 55点未満	1月 2月 3月	△
不当要求	本市の有資格者若しくはその依頼を受けた者が、本市職員に対し、入札・契約関係について有利に取り扱うよう要求をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12月	△
贈賄	有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が贈賄（収賄）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月	6月
独占禁止法違反	有資格者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12月	6月
談合・入札妨害	有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が談合又は入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月	6月
建設業法違反	工事の施工に当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し営業停止処分を受け、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（既に同一原因により指名停止を受けている場合を除く。）	6月	3月

不正又は不誠実な行為	(1) 法令違反等により、契約の相手方として不适当であると認められるとき。 (2) 有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不适当であると認められるとき。 (3) その他不誠実な行為により、契約の相手方として不适当であると認められるとき。	6月 6月 3月
経営不振	手形若しくは小切手の不渡り又は銀行取引停止となる等倒産状態に陥り、契約の相手方として不适当であると認められるとき。	経営状態が安定したと認められる日まで
暴力団及び暴力団関係法人等の排除等	(1) 有資格者である個人が藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格者である法人等が同条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。 (2) 有資格者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。 (3) 有資格者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。 (4) 暴力団員等から不当介入を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく、本市又は警察に通報しなかつたと認められるとき。	12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで 6月 3月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで 3月
その他	藤沢市競争入札参加資格者実態調査要領に基づき行った調査の中で、本店等及び支店等の要件を満たしていないとき。	かながわ電子入札共同システム競争入札参加資格認定が取り消された日若しくは要件が満たされた日まで